

第 17 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 17 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 2 年 11 月 13 日（金） 午前 10 時 00 分から 11 時 30 分まで	
場所	利根町役場 4 階 4-A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，岩戸委員，市川委員，新井委員，船川委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，鈴木（亜）委員
	事務局	企画課 川上課長、服部課長補佐，高野主査，栗原主任，蓮沼主事
欠席委員	猪鹿月委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 定義について 3 次回の開催日について 4 その他 5 閉会 	
配付資料名	第 17 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 自治基本条例 他市町村比較表「定義」 資料 2 「住民」・「町民」の考え方について 資料 3 執行機関の定義について 参考 日本教育新聞「ローカルガバメントと教育」 （令和 2 年 2 月 17 日）	
議事内容	次ページ以降の通り	

<p>委員長</p>	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>2 定義について</p> <p>本日は、これまで議論されていなかった定義についてやることとなった。定義というのは基本であるので、それがないと先に進めない。定義について議論をしながらやっていきたい。前回、既に「参加」と「協働」についてはある程度かたちが見えてきていた。本日は、前回話した、まずは「町民」、「町」、そして「執行機関」という順番で定義をしていきたいと思う。事務局から資料の説明をしていただく。</p> <p>(資料1「自治基本条例 他市町村比較表『定義』」について事務局より説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>「市民」という言葉がいいのか、「町民」という言葉がいいのかという議論が一度あった。そして、利根町なので「町民」がいいという考え方もあるし、「ブルジョワジー」という意味での「市民」という、特に「市民運動」や「市民活動」での「市民」という考え方もある。これは「町民」でも「市民活動」と、言葉の意味が違うものになる。要するに、一般的な「住民」や「町民」という言葉では、多くの場合は「そこに住んでいる人」、「在住」の人を指すことが多い。しかし、例えば龍ヶ崎市の定義を見ていただくと、「在住」、「在勤」、「在学」。そして「在活」となっている。このような定義を「市民」ないしは「町民」でする場合がある。最初にみなさんと「町民」なのか「市民」なのかという議論をしなくてはいけない。いきなり「住民」ないしは「町民」、「市民」という言葉をみなさんに投げかけても戸惑われると思うので、加藤委員からみなさんに「市民」そして「町民」についてお話しいただく。</p>
<p>加藤</p>	<p>委員長がおっしゃったとおりで、「町民」というのはそこに住んでいる人たちを指す意味合いが強くなっていくというのと、あとは「市民」というと、学問的な話になるが、「主体的に自分たちが政治に参加する」とか、先ほどの「市民活動」の話のように、自分たちで自ら動いていく、活動するという意味合いがどうしても出てくると思う。それはどちらをとってもいいと思うので、みなさんの議論の下で選んでいただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>今、加藤委員がおっしゃったように、やはり「市民」とは、「龍ヶ崎市民」や「取手市民」という言葉以外に、かつては政治的な意味で「市民」という言葉に対するのが「大衆」という言葉で、「市民」というのはかつては限られた人を意味していた言葉であった。限られた人というのはどういうことかということ、選挙権を持って実際に政治に参加していたというのを「市民」と言っていた時代がある。政治学的な話であるが、「市民」の定義としては「財産と教養がある人」という話なのである。簡単に言うと、財産と教養というのは、お金があるから勉強する、教養がある、だから政治のことも考えるということで、「市民の政治」というのは非常に合理的、理にかなった政治をするということで、選挙権を持っているのはお金持ちが多かったということである。こういうことで、「市民」という言葉は政治的な意味合いをおびている。かつてはこのようなヒエラルキーがあると、上の方の人たちは市民、選挙権が拡大し</p>

	<p>たら、大衆と呼ばれる人たちも選挙権を持つようになったと議論している。これは政治学や世界史での議論である。その「市民」という言葉でいくと、「市民活動」であるとかそのように使うことがある。要するに、財産と教養を持ってきちんとした判断ができるという意味合いで「市民」という言葉を使うことがある。それに対して、東海村や余市町、杉戸町の例をみると、この場合は「村民」、「町民」という言葉の中に「市民」の意味合いを込めている。「在住」、「在勤」、「在学」、「在活」という意味合いを全部込めるので、あくまでもここで定義を決めるということである。なので、皆様に決めていただければ、それが定義になる。「市民」という言葉がいいのか、ここでは「町民」でいこうということであれば、「町民」で決めていきたい。大事なことなので、順番に委員の意見を伺う。</p>
委員	<p>「町民」のほうが馴染みがあると思うが、委員長がおっしゃった政治的な意味合いから「政治に参加する人」ということになると、「市民」のほうが「まちづくり」につながっていくと思うので、どちらかに決めるというのは難しいところである。</p>
委員長	<p>自治基本条例を作った一員として、町民の方にこの部分について説明をしていただく可能性がある、その際に、「市民」といって説明しやすいか、「町民」といって説明しやすいかという点も考慮いただきながら考えていただきたい。</p>
委員	<p>それを考慮すると、「町民」のほうが良いと思う。</p>
委員	<p>「市民」ということに関しては、最初の頃は「市民」という言葉の響きが捨てがたく、「市民」を使いたいという意見であったが、ここでやる定義としては、「市民」にこだわる必要はないと思っている。「町民」の中に、住んでる人、勤めている人、活動している人を全部含めて「町民」とするのが良いと思う。</p>
委員	<p>「町民」のほうが良いと思う。理由は、「利根町なのになぜ市民なのか。」と聞かれたときに、明確な説明が難しいと思うので、「町民」のほうが良いと思う。</p>
委員	<p>「町民」のほうが良いと思う。委員長の説明を受けて、「市民」という、昔はそういう意味合いがあったということはわかるが、町民の方全員はそれをわからないと思うので、やはり「町民」のほうが親しみやすく、わかりやすいと思う。</p>
委員	<p>「町民」が良いと思う。理由は今までおっしゃった委員の方と同じである。</p>
委員	<p>「町民」が良いと思う。委員長がおっしゃったように、「市民」という言葉に世界的な、あるいは政治的な意味があって使われるが、それを一から説明するときに、やはり理解してもらうのは難しいと思うので、常日頃から使われている「町民」という言葉のほうが、伝道するときには良いと思う。</p>
委員	<p>利根町の町民にわかりやすく、自治基本条例を出すわけであるので、やはり「町民」のほうがわかりやすいので、そちらが良いと思う。</p>

委員	<p>利根町なので「町民」がいいと思う。「市民」にした場合に、「なぜ市民なのか。」と疑問を抱かれてしまう。「市民」にするなら、するなりの説明がないと、理解できない方が多いと思う。</p>
委員	<p>「町民」がいいと思う。理由は、親しみやすいのが「町民」だと思う。</p>
委員	<p>「町民」がいいと思う。理由はみなさんがおっしゃったとおりである。</p>
委員	<p>みなさんの意見からやはり「町民」のほうがわかりやすいと思う。</p>
委員	<p>「町民」でいいと思う。学問的には「市民」という使い方もあるのだろうが、「市民」という言葉を使ってしまうと、「間違っているんじゃないか。」とか「なぜ市民なのか。」ということの説明しないと難しいと思う。</p>
副委員長	<p>「町民」がいいと思う。理由はみなさんがおっしゃったのと、あとはなじみやすく話が入ってきやすいと思う。それが一番いいと感じた。</p>
委員長	<p>ここで定義としては「町民」という言葉を使わせていただくということで、全員一致でよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>それではこれから「町民」ということで定義を進めていく。事務局から資料2について説明いただく。</p> <p>(資料2 『住民』・『町民』の考え方について) 事務局より説明)</p>
委員長	<p>一般的にはこちらの資料にあるとおり、「在住」,「在勤」,「在学」,「在活」というのが一般的である。龍ヶ崎, 東海, 余市, 杉戸と見ていくと, 条例の作り方はそれぞれ違うが, 基本的にはそういった並びになっている。そこで, 一般的にはこうなっているが, 本当にそれでいいのかということ議論をさせていただく。まず確認であるが, 今配った資料(参考: 日本教育新聞 「ローカルガバメントと教育」令和2年2月17日)について, 日本教育新聞の記事である。一般的には, 定義に「在住」を入れるということは当然である。「在勤」,「在学」ということも問題になることはないと思う。ところが, 3段落目を見ていただくと, 石垣市でこんな問題が出ている。自治基本条例を一度作ったが, 作った自治基本条例を廃止しようとなったときに出てきた問題である。そのときに廃止にしようと言った理由のポイントがこの定義と関連してくる。その時のやめさせる理由がこの2つである。結論としては, 4段落目に書いてあるが, これは廃止にはならなかった。条例は廃止するとき, 廃止するための条例を作らないといけない。法律も同様である。そのため, これは廃止条例を作るための議論である。そこで何が問題になったかということ, 3段落目の7行目から, 主</p>

	<p>張は2つであった。まず、この条例の「市民」の定義である。「条例では、市民を『市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人』とする。」とこの自治基本条例の2条に書かれている。要するに、在住、在勤、在学、在活となっているわけである。ところが、この自治基本条例を廃止するための特別委員会では、この定義は広すぎると。特に何かというと、「在活」である。この定義では、市内で活動している中に反社会的な個人・団体まで入ってしまう。それが市民に含まれるのはいかなるものかという議論が出た。もうひとつの主張はほとんどこじつけであるが、やはり1番目の市民の定義のところでもめたのである。そこで、利根町の自治基本条例に戻ってくると、おそらく「在勤」・「在学」であまり議論になることはない。やはり議論になるのは「在活」である。龍ヶ崎市のときも、他のところでもそうであったが、どこまでこの活動を入れるかどうかということが非常に難しい。例えば、利根町の活動をされている方でも、実は龍ヶ崎市民、取手市民という場合がある。こういう場合はどうするのかという議論は結構出た。でもやはり、利根町のために活動してくれているのだから、利根町の「町民」に入れていいんじゃないかという議論ももちろんある。だから、そういったことも含めてきちんと定義をみなさまと一緒に、意思の合意をさせていただきたいと思っている。ということで、まず、在住に反対する方はいらっしゃらないと思うが、一応確認のために、「町民」の中に在住、住民を入れるか入れないか、これに反対の方はいらっしゃるか。</p>
委員	<p>質問であるが、住民票は他の市町村にあり、生活の実体は利根町にあるという場合は在住になるのか。</p>
委員長	<p>それも議論しなくてはいけないが、一般的に「住民」というのは、地方自治法上、「住民票があること」というのが前提になる。今の議論では住民票があることを念頭に置いて話しているので、それも含めて考えていただければと思う。町民の中に、いわゆる住民、法的な住民、これを入れない方がいいという方はいらっしゃらないということでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>では次に、住民には企業も入る。企業というのは事業者であるが、要するに、龍ヶ崎にもあるように、事業所を言うし、あるいは本店があるということもある。事業活動を行う個人または法人ということで、こういった方々も住民に入れることがある。法人だから、同じように住民票があるということである。これについて、企業や事業者はだめだという方はいらっしゃるか。</p>
委員	<p>これも確認であるが、本店若しくは本社は利根町ではないが、支社は利根町にある。そういった場合には事業者が納税するときには本社がまとめてやるものなのか。</p>
事務局	<p>基本的には本店の住所地に納税すると思われる。</p>
委員	<p>その場合は利根町で活動しているが、住民ではないということになるか。</p>

<p>委員長</p>	<p>一般的には、例えば日本中の大きな会社は、ほぼ千代田区にあると言われている。ほとんどの有名企業の本店は千代田区にあるので、千代田区は人口が4万～5万人であるが、昼間に集まっている人口が700万～1,000万人と言われており、日本中の法人税は千代田区に集まっていると言われている。そうすると、日本中の大きな会社の支店は住民ではないとなってしまふ。本店が利根町にある場合は問題ないが、問題は支店である。支店、事業所の場合は非常に難しく、これを「在活」に入れるケースもある。なので、この定義は事務局でどのようにまとめてくれるかわからないが、やはり企業の活動なので、事業者としてまとめるのか、あるいは、龍ヶ崎は事業所として、事業活動ということでもまとめているが、利根町の定義では「在活」とは「町内で事業活動や公益活動を行う」となっているので、事業所があるだけ、支店があるだけというものをここでは「在活」の入れるという意味になる。事務局はそういう意図で作られたのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長がおっしゃるほどの深い意図はないが、調べた範囲内で一般的な「在活」の定義としてこのような意味を示しているところである。</p>
<p>委員長</p>	<p>例えば他の法規や条例あるいは規則等で、「在活」の意味はこのようになっているのか。そうであれば、それに合わせたほうが良いと思う、ないのであればここで議論して決めてしまったほうが良いと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>「在活」を定義しているような他の法規等はないと思われる。</p>
<p>委員長</p>	<p>総務課長、それでよろしいか。</p>
<p>飯塚</p>	<p>ここは定義なので、自治基本条例の中で定義するのが良いと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>おそらくここで定義してしまうと、法規をすべて変えないといけないケースもある。それもあって確認をしたが、問題ないか。</p>
<p>飯塚</p>	<p>そうすると難しいが、条例ごとに定義を定めていけば良いと考える。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうであるが、最高法規からすべて揃えるというのが一般的なので、一応確認をさせていただいた。では、法規担当の飯塚委員がおっしゃってくれているので、みなさんの意見でいきたいと思う。このあたりの作りは非常に難しいが、例えば龍ヶ崎のように事業所ということでもまとめてしまえば、これは事業者の話なので、在勤でも在活でもどちらでも構わないという話になる。こういう議論があったということが大事であるので、作り方は事務局にお任せしたいと思う。先ほどの委員がおっしゃったように本店がこちらにある場合は問題ないと思うが、支店、事業所があった場合をどう扱うかということだけは少し議論をして、先に進みたい。重要なポイントは、本店のみではなく、支店等の事業所がある企業を町民に入れるか入れないか、こっちのほうが大事なので、それをまず決めたいと思う。要するに、本店はもしかしたら千代田区</p>

	<p>あるいは取手にあるかもしれないが、実際のところ、例えば銀行であれば、かなり地域に関する活動をやっておられる。そういうことを含めると、町民に入れていいんじゃないかという考え方は出る。しかし、これは町民から外そうという考え方ももちろんある。法規的なテクニックは別にして、先に決めたいと思う。まず伺いたいのは、支店、事業所のある企業を町民の定義に入れるか入れないか。これを順番に伺う。</p>
委員	<p>入れていいと思う。</p>
委員	<p>とても悩ましいが、これは定義ということによろしいか。</p>
委員長	<p>その通りである。入れると、「あなたがたも利根町のために頑張ってください。」という意味合いが出る。条例で決めてしまうので、何かあった時に、「あなたたちも町民だから一緒にやってくれませんか。」ということは言いやすくなるということである。</p>
委員	<p>企業になると、人がたくさん働いていて、大きな力を持っている。「あなたも町民だから一緒に決めよう」となった時に、住民は賛成しているのに、事業者が「儲からなくなる」等の理由で反対する場合もあり得るということか。</p>
委員長	<p>それはあり得る。あり得るが、どういうケースかにもよると思われる。ひとつの例を挙げると、公害がある。大きな会社が公害を出していると、もちろん住民は反対するが、企業からしてみると自分たちの利益になるからやらせてくれという話になる。そういう公害の場合にどう考えるかという議論があるが、この場合はまた別の話になる。この場合は明らかにおかしいことなので、別扱いになるということである。</p>
委員	<p>では、それはケースバイケースで考えるということか。</p>
委員長	<p>その通りである。</p>
委員	<p>そうであれば、含めるでいいと思う。</p>
委員	<p>町としては入れたほうが少しでも町に潤いをもたらすことになると思う。もし、この条例でこれが決まったら、一斉に町のほうではそのように行うということか。</p>
委員長	<p>あくまでも原則という話である。</p>
委員	<p>どこまでが原則のうちで、どこからが別の話になるのか、細かいことがわからないと、ここで決めるのは難しいと思われる。</p>
委員長	<p>これは個別的な話ではなく一般論である。一般論だけを決めておいて、さきほど飯塚委員がおっしゃったように個別の話は個別でしか決められないということである。</p>

委員	<p>そうであれば、含めるでいいと思う。</p>
委員	<p>あまり難しく考えず、やはり定義なので入れるべきだと思う。なぜならば、今までそういった事業所も町のイベントに協力的で、協働という意味で来てくれている。私としては入れて、どんだん町のために頑張っていたきたいと思う。</p>
委員	<p>今の委員のおっしゃったことに激しく同意する。実際に今まで町内の事業所の活動を見ていると、やはり銀行は特にそうであるが、地域に根差して、お祭りやいろいろな活動に参加してくれている。そういう人たちを町民に入れれないというのは考えにくく、利根町にとっても不利益なのではと思う。個人のことを考えても、参加に積極的な人と積極的じゃない人が出てくるのは当然である。企業によっても本社の方針によって参加の度合いというのは違ってくるかと思うが、参加の度合いが低くても、町民として迎え入れるということがまず必要だと思う。</p>
委員	<p>是非入れていただき、排除しないという原則のほうがいいと思う。</p> <p>(他、委員8名「入れる」に賛成)</p>
委員長	<p>みなさん合意ということで、入れさせていただく。次に、住民票が利根町にある、ないという話は、外国人の話と関係している。これは少し難しい議論であるが、住民票がここになくしても、外国人も含めて利根町の町民として迎え入れられるかどうかという、そういったみなさまのご覚悟も先ほどの企業の支店ないしは事業所の場合と同じになる。外国人の場合は滞在というのでビザで来られている方もいる。そういう人たちもどう考えるかという話である。おそらく今後、外国人とかいろんな人が利根町にやってくると思う。そんな人たちをどのような扱いにするか。町民に入れいるか入れないかということである。住民票などが利根町にない場合、そういう人たちを町民の定義に入れいるか入れないか。条例の作り方は事務局にお任せして、みなさまには、入れるか入れないかだけお伺いする。</p>
委員	<p>さきほど企業は入れるということになると、企業は利根町の住所地を使って、その従業員は他の市町村から来ていることもある。つまり住民票はない。そう考えると、先ほどおっしゃった外国人、住民票なしの場合、企業と同じ取り扱いにすれば、従業員と同じになるので入れてもいいと思う。</p>
委員長	<p>外国人も町のイベントなどにやってくるかもしれない。流通経済大学の地元に新松戸というところがあり、そこにはベトナム系の人たちがまちのイベントとかに参加している。外国人のひともイベントに参加するという事は確かにある。</p>
委員	<p>先ほどの事業所と一緒に、排除はせず広く受け入れるという感覚で、入れていいと思う。</p>

委員	入れた方がいいと思う。企業にしても、外国人にしても、利根町に含んで一緒に考えてもらうという町にしていきたいと思う。
委員	大学等にも外国の方はいらっしゃるの、やはり入れた方がいいと思う。
委員	治安などを考えた場合にも、入っている方がいいと思う。彼らも守る、私たちも守るといことになると思う。
委員	是非入れて欲しい。その理由のひとつとして、利根町ではグローバルな人材を育成するというひとつの目標があると思うが、例えばウェルネススポーツ大学に留学している学生たちと町内の子どもたちが、世界共通ルールのあるスポーツ、サッカーなどをやるというのは、英語の会話ではなく、外国の人と一緒に何かをやっていくというひとつのレッスンになると思う。そういうところから、グローバルな人材の育成ということもあるし、住民票がなくても、在勤・在学・在活のどこかに引っかかってくる人が大部分だと思う。そういう人はなるべく排除しないで、一緒に何かをやっていくという姿勢が利根町としてはこれからもっと必要になってくると思う。
委員	今の委員がおっしゃったように、日本人だけの考え方だけでなく、違った生活環境で育った人たちの考え方から、町をどうしようかという、そういう視点から見ても入れておくべきだと思う。
委員	入っていただいて、いろんな方と交流して、いいところを吸収させていただけるようなことがあれば、町にとってもいいと思うし、一時的に住んでいる方かもしれないが、周りの温かい目とふれあいの中で、また何かが生まれるかなと思う。
委員	私が住んでいる家は周りに共同生活の外国人の方が住んでいて、仲良くさせていただいている。もう町民だという感覚で接していたので、是非含めてほしいと思う。
委員	含めていいと思っている。ちなみに利根町にいる外国人の方は何をしている方が多いのか。
事務局	町内の外国人のデータについて、平成30年度のデータになるが、町民の人口に対して、外国籍の方がおよそ2.3%を占めている。人数としては、400人弱。今は少しデータが変わっていると思うが、当時としてはだいたいそれくらい的人数で、それぞれの在留資格のほうも調べると、平成30年度時点で一番多いのが留学生の方であった。400人弱いる中のだいたい35%の方は留学生、その次に技能実習生ということで30%、20%の方は永住者の方、残りは個別の細かなところになる。町内の外国人の方はだいたい留学生の方、技能実習生の方、永住者の方ということになる。
委員	入れていいと思う。今はやはりよく言われる多文化など、自治体の中でもそういうトレンド、流れになっているので、利根町にもぜひ進めてもらいたいと思う。

飯塚	<p>みなさんの意見を聞いていて、非常に寛容的だと思った。以前福祉課でアンケートをとったものがあるって、外国人に対して「怖い」という印象を持っている方がまだたくさんいらっしゃる。企画課時代から思っていたが、なんとかそれを払しょくしたいと考えていたので、町としても一歩進んで受け入れる努力をすべきであって、外国人の方にもそういう機会を与えていくべきだと思うので、やはり入れるべきだと思う。</p>
副委員長	<p>私も入れた方がいいと思う。理由としては、人口減少と高齢化の中で、いろんな方の手を借りて活性化して盛り上げていくためには、その大学に来ている方やそれ以外の仕事で関わっている方、実習生等も含めて、どうやってより良い町にしていくかというのを一緒に考え、いろんな考え方を吸収して力をあわせていけると思う。</p>
委員長	<p>みなさんの意見が一致しているので、住民票等がない人たちも含めさせていただく。在勤、在学に関してはあまり異論がなさそうなので問題ないかと思うが、あとは在活に関して、利根町の市民活動団体がどれくらいあるのか、また反社会的と言われているような個人・団体が実際に利根町にあるか。</p>
委員	<p>反社会的と言われる個人・団体というのはまずないと思う。</p>
事務局	<p>市民活動団体というのは、どれくらいの単位を市民活動団体とするのか。</p>
委員長	<p>NPOでよろしいかと思う。</p>
事務局	<p>NPOであれば、おそらく団体としては1つと思われる。</p>
委員長	<p>まず反社会的というのはないということである。そして、NPOも1つということなので、これはむしろ育成しなくてはいけないものである。本来であれば積極的に入れるべきものになるが、入れるということではよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>ということで、在住・在勤・在学・在活ということで「町民」を考えていただく。今回は事務局には定義を作っていただこうと思う。</p>
委員	<p>これは意見であるが、龍ヶ崎市のところで、「公益活動」という言葉がでてくるが、定義を作るときに、「公益性のあるもの」とか、そのような文言が入れば良いと思う。</p>
委員長	<p>事務局の資料2にも「在活」については「事業活動や公益活動」と入っているので、事務局としてもそのように作られるつもりだと考えられる。公益活動とはどのようなものかという、NPO法に書かれているようなものが公益活動だということになる。そういったことも含めて今回は事務局に説明いただきたい。</p> <p>次は、加藤委員が「執行機関の定義について」レジュメを準備してくださった。これは何かというと、「町」の定義である。「町」というのは、何を意味しているのかと</p>

	<p>いうことで、一番わかりやすいのは余市町である。余市町をご覧いただくと、第2条の1項3号、「町 町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町をいいます。」。次に、杉戸町を見ていただくと、第3条1項3号、「町 議会及び執行機関をいう。」となっている。すなわち、執行機関というのはいったい何かということである。そして、その執行機関というのを定義しているところもある。この執行機関について、加藤委員が資料を準備してくださったので説明をお願いしたい。</p>
加藤	<p>資料3について、執行機関というのそもそも地方自治法上に規定がある。執行機関というものはまず首長、利根町でいう町長、あとは町長の部局とは別で、中立性や公平性のために行政委員会があり、みなさんがよく知っているものだと教育委員会がそういった組織である。執行機関とは大きく分けるとその2つをまとめて言うものである。ちなみに、町長の下で働いている教育長、職員、会計管理者というのは補助機関と呼ばれている。ここで議論するのは執行機関であって、この執行機関が指すのは利根町で言うと、町長、あとは教育委員会などの行政委員会のことである。このように説明すればわかってもらえるが、一般的に町民、住民の方には執行機関と言われると理解するのは難しい表現方法なので、他市町村の表現方法をみると、一部では執行機関ではなく「行政」と表記するところもある。それを実際にやっているのが愛知県犬山市の「犬山市協働のまちづくり基本条例」という、これは自治基本条例だが、そういう意味では、執行機関と必ずしも使わなくても、「行政」でよろしいかと思う。</p>
委員長	<p>加藤委員がまとめてくださったが、やはり重要なポイントは「執行機関」というのを定義するかどうか、あとは執行機関を「行政」と表すか。これをみなさんに考えていただきたいが、これは難しい話なので、本日はこれを宿題とさせていただきたい。執行機関という言葉は初めて聞かれた方も多と思われる。やはり利根町というのは地方公共団体ということで法人であり、それを代表するのは一般的には首長、利根町の場合は町長である。そして教育では教育委員会が代表になる。なので、執行機関というのを他の方に伝えるときにどのような言葉で表現するか、どのような言葉がふさわしいかを考えていただきたい。みなさんは伝道者に、自治基本条例を伝道していただく立場になる。この自治基本条例が完成した時あるいは途中経過の説明がどのようなかたちになるかわからないが、みなさんが説明できる必要がある。そういった説明をするという前提で、執行機関という言葉を使うかどうか。もちろん、執行機関を行政に変えてもいいという考えのもとで、次回伺いたいと思う。</p> <p>3. 次回の開催日について 次回の開催日：令和3年1月下旬開催予定で、具体的な日程は後日通知となった。</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>